

韓国・朝鮮人元 BC 級戦犯者 「同進会」を応援する会 通信

No.43 2020年6月3日発行

「戦後 75 年」の今年こそ

外国籍 B C 級戦犯問題の立法解決を求めます

(「特定連合国裁判被拘禁者特別給付金支給法案」制定)

—コロナ自粛の続く中、立法実現に向け、工夫して、全力で発信と働きかけを—

あと2ヵ月ほどで「戦後75年」の8月を迎えます。

今通常国会で、韓国・朝鮮・台湾人ら外国籍BC級戦犯者問題の解決のための「特定連合国裁判被拘禁者特別給付金支給法案」の法案提出・成立を期して、最大限のロビー活動を予定していましたが、新型コロナ感染拡大で飛んでしまいました。同進会結成65周年の4月1日には今年も議員会館での集会を準備していましたが、延期せざるをえませんでした。4月1日には「訴え」を発表しました(⇒2頁参照)。

国会審議は、新型コロナ対策に集中し、提出法案も絞られてしまいました。法案提出は超党派の日韓議員連盟(会長=額賀福志郎衆議院議員)が主導することになっていますが、背景として日韓関係が一定落ち着いていることが望めます。しかし、この間徴用工や「慰安婦」の問題で対立や緊張が続き、コロナ対策で連携・協力さえできない状態です。状況は好転していません。韓国では4月に総選挙が行われましたが、李鶴来さん夫妻とも面識のあり、理解のあった姜昌一韓日議員連盟会長が引退されました。韓国から遺族や関係者が来日することも、私たちが出かけることもしばらくできません。

緊急事態宣言はいったん解除されましたが、依然集団感染が散発していて、PCR検査も不徹底で、外出や集会も制限されています。困難な状況下で、どのように立法を求める声を発信し、法案提出・実現までこぎつけるか…? 厳しい局面を迎えています。当事者の代表として長年奮闘してこられた李鶴来さんは、今年3月にとうとう95歳になりました。本当に残された時間は長くありません。

今後有力な追い風になりそうなのが、「戦後75年」という時間軸です。この夏、オリンピックも高校野球もなくなり、メディアは「戦後75年」に注目せざるをえません。暦の上で「戦後80年」は再び5年後にめぐってきますが、李さんにとっても、他の多くの戦争被害者にとっても、残念ながらもはや生きて迎えることは難しいと思われます。新型コロナとの闘いは「戦争」だと言われますが、「先の大戦」の後始末にも急ぎ決着をつけるべきだとの声を広げて、世論化する必要があると思います。

多くの方にお集りいただく集会開催は難しいですが、とりあえず6月15日(月)14時から議員会館で記者会見を行い、各党の国会議員らにも直接訴えることにしました。ご都合のつく方は、ぜひお越しください。(李鶴来さんは出席を強く希望しておられますが、ご自身が出席できるかどうかは現時点では分かりません。ご無理な場合はビデオ映像での参加になるかも知れません。)

法案提出・成立にこぎつけることができるよう、皆様の多様な応援をよろしくお願いいたします。

【ご案内】「戦後75年」を前に、外国籍元BC級戦犯者問題の早期立法解決を訴える会見:6月15日⇒詳細3頁

【 訴 え 】

戦後 75 年・今年こそ「特定連合国裁判被拘禁者特別 給付金支給法案」の議員立法による制定を訴えます

本日 4 月 1 日は、1955 年 4 月 1 日に巣鴨刑務所の中で韓国・朝鮮人元 B C 戦犯者 70 名が集まり、「同進会」を結成してから 65 年になります。当初の目的は、早期釈放、国家補償、日本人戦犯との差別待遇改善、出所後の生活保障でした。1957 年 4 月に全員が仮釈放され、有意の日本の民間人の支援を受けてタクシー会社を設立するなどして、なんとか今日まで助け合いながら生きてきました。

しかし、長年求め続けてきました国家補償、差別待遇改善、名誉回復はまだ実現しておりません。日本のために青春を捧げ、戦後に捕虜虐待などの咎を受け、最長 12 年間刑に服し、23 名は命を捧げて刑死しました。「戦犯」「対日協力者」の汚名を着せられて、釈放後も祖国に帰れない者も私も含めて多数いました。遅まきながら韓国政府は、私たちの境遇を調査し、2006 年に名誉回復措置を取りました。残された課題は、日本側の措置です。

戦後、日本の元軍人・軍属が受けた援護政策から排除され、明らかな差別を受けてきた事実と特別な労苦は裁判所(東京地裁・高裁・最高裁)でも認定され、判決は立法による解決を促しています。(※別紙をご参照ください。)

外国籍元 B C 級戦犯者問題の解決のための「特定連合国裁判被拘禁者特別給付金支給法案」の制定を期待し切望してきましたが、過去 3 年半、進捗が見られませんでした。日韓議員連盟の議員の皆様を中心に超党派で法案提出を推進・模索いただき、またメディアでも私どもの問題を繰り返し取り上げていただけてきていますが、法案提出に至っておりません。昨年末にも仲間が一人他界しました。一番若かった私も今年 95 歳になりました。体力・気力が衰え、皆様にもご心配をおかけしていますが、この立法を見届けないと、旅立つことができません。先に処刑された天国の仲間にも合わせる顔がないと感じています。

あと 4 ヶ月後の今年 8 月には「戦後 75 年」を迎えます。

誰のために、何のために、朝鮮・台湾の青年たちは動員されて、命を捧げ、戦後は家族も含めて耐えがたい労苦を強いられたのか、因果を真摯に受け止めていただきたいのです。不条理と未解決の歴史をこの先将来にも引きずることは、日本国にとっても不名誉で不利益なことではないでしょうか。現在直面している新型コロナ・ウイルス感染拡大のような新たな危機への対処に集中されるためにも、けじめを早くつけていただきたいのです。

どうぞ今国会で法案を成立させて、問題を解決していただけますよう、心よりお願い申し上げます。

2020 年 4 月 1 日

韓国人元 B C 級戦犯者・「同進会」 会長 李 鶴 来

【記者会見のご案内と呼びかけ】

「戦後 75 年」を前に、外国籍元 B C 級戦犯 問題の早期立法解決を訴える会見

(「特定連合国裁判被拘禁者特別給付金支給法案」制定を求めます)

あと 2 カ月で「戦後 75 年」を迎えます。1955 年 4 月に東京・スガモプリズンで韓国・朝鮮人の B C 級戦犯者らが「同進会」を結成し、早期釈放・待遇改善・生活保障・遺骨送還・国家補償を日本政府に求めて運動を始めてから 65 年がたちました。政府と国会に対応を求め、鳩山一郎首相から安倍首相までの歴代 28 人の内閣総理大臣に要望書を提出し続けてきました。1991 年～99 年には裁判に訴え、請求は棄却されましたが、裁判所も立法を促す付言判決を出しています。それからもう 25 年が過ぎました。

2016 年に超党派の日韓議員連盟と韓日議員連盟が協力して問題解決に動き出し、すでに法案もまとまっていますが、足踏み状態が続いています。

最後の当事者・李鶴来(イ・ハク)さん(95 歳)は、なんとしても「戦後 75 年」の今年立法が実現するよう強く願っておられます。この通常国会では新型コロナ対策が優先されましたが、ぜひとも早期に立法による解決が実現するよう強く訴えたいと思います。どうぞ、ふるってご参加下さい。

(日時) **6 月 15 日(月)14 時～15 時(開場 13 時 30 分)**

(会場) **衆議院第 2 議員会館(地下 1 階「第 1 会議室」)**

*12 時 30 分から衆議院議員会館玄関で入館票を配布します。早く来られる方はお手伝い下さい。

*マスク着用で「3 密回避」にご協力ください。

《当日リモート参加も可能です》

Zoom 会合名(トピック)：外国籍元 BC 級戦犯問題早期立法解決を訴える会見

ミーティング ID: 762 4997 3955 パスワード: 2d9jLr

ID とパスワードで入室できない場合は、応援する会のサイトへ



左：同進会総会(1959.2.22 豊島公会堂)

下：国家補償を求める官邸前座り込み(1956.8.14)



西東京市での4回目の写真パネル展報告

—2月11～16日 芝久保公民館にて

龍谷博（「同進会」を応援する西東京市民の会）

2020年2月11日（火）から16日（日）まで西東京市芝久保公民館にて、韓国・朝鮮人元BC級戦犯者の写真パネル展示を行いました。2018年12月の柳沢公民館、2019年4月の田無公民館、10月の谷戸公民館について、「同進会」を応援する西東京市民の会による写真パネル展示はこれで4回目になります。

芝久保公民館は、外国人元BC級戦犯者が多く住まわれた第18田無住宅（当時の呼称）のすぐ近くにあり、毎回、土曜日にはDVD上映、日曜日には講演会をしています。今回のDVDは「戦後補償に潜む不条理」「チョウ・ムンサンの遺書」「ある告発」「第18田無住宅の夏」を放映しました。約20名の方が熱心に見ていただきました。

講演は元NHKプロデューサーの桜井均さんと韓国・朝鮮人元BC級戦犯者の国家補償請求訴訟弁護団長の今村嗣夫さんをお願いしました。満席となる50数名の方が出席し、耳を傾けていただきました。「同進会」会長のイ・ハンネさんは95歳というご高齢にもかかわらず毎回来ていただいています。今回はご挨拶の後、再度車椅子から立ち上がり、日本人として裁かれ科刑されたにもかかわらず、日本国籍を有さないという理由で何の援助も補償もないという、この不条理な状態の早期解決への協力を訴えていました。その姿はすべての人の心を強く打つものでした。

【以下、李鶴来さん挨拶、桜井均さんと今村嗣夫先生の講演、また小川晴久さんの感想を掲載】



李鶴来さんと同進会の皆さん、「同進会」を応援する西東京市民の会ほか支援者の皆さん（撮影・斐昭氏）

李鶴来さん挨拶

本日は、みなさんには私たちの問題の解決にご尽力いただき心から感謝いたします。私はいま、最後の一人になってしまいました。日本に滞在していたのは 50 数名いたのですが、みんなあの世に逝っちゃって、私一人が残ってしまった。一人残ったけれど、何とか今後の問題を解決しないとイケないのですが、なかなか日本政府や国会の良心・良識からすると、まだ通らないです。そういったことで問題はなかなか片付きませんが、私たち韓国・朝鮮のBC級戦犯は 148 名、そのなかで刑死者が 23 名。苦労はみな同じくしたのですが、刑死された仲間たちに対しては何もなされておらず、この問題を訴え、何とか問題を解決したいと心から思います。日本国民の道義心と、国会の良識に訴え、何とかこの 1 年で問題が解決するよう、みなさんのご尽力をお願いします。

付け加えますと、同じBC級戦犯でありながら、日本人戦犯には恩給があります。国としてちゃんと行なっています。韓国人・台湾人には、謝罪も補償も何もしようとしないのです。自分の都合のよいときは日本人として使って、都合が悪くなると国籍が日本でないからダメだと言う。こういった不条理があつていいのかということです。みなさんはそうは思わないから今日もここに来られたのだと思いますが、同じBC級戦犯でありながら、韓国・台湾人には何も知らないと言う、そうした「条理」はないですよ。ぜひ一つ、条理に基づいて、私たちのBC級戦犯者問題を解決してほしい、こういう具合に思います。

日本人戦犯と韓国人戦犯とでは、同じ戦犯であっても気持ちも全然違います。日本人の場合は、戦争がいい悪いは別として、自分の国のために死んでいくのだという、諦めというか心の慰めがあります。韓国人の戦犯にはそうした気持ちはまったくありません。私たちは、こうしたことになって祖国に申し訳ないという気持ちであり、日本人のような気持ちで死んでいく仲間一人もいません。

2006 年に韓国政府は、BC級戦犯は強制動員の被害者であるとうまく名誉回復してくれました。しかし、刑死者はそんなことは知りようもなく、そのまま死んでいるのです。こういった者への謝罪、お詫びを、日本政府はきちっとやってほしいと私は思っています。

私ももうすぐ 95 歳になります。17 歳で国を出て 95 歳まで、韓国に戻って暮らすことはありませんでした。韓国では、対日協力者、親日派といった見方が強く、そうしたことで韓国に帰れず日本に住みついていた者が 50 数名いたのですが、それがみんな死んでしまって、残っているのは私一人です。一人ですが、何とかこの問題を解決し、無念の死を遂げた仲間の思いをいづらかでも晴らしたいと心から、みなさんの道義心、良識を生かしてほしいと心から思います。私はまだ諦めていません。ぜひ一つ、よろしくをお願いします。(大きな拍手)



撮影・裏昭氏

講演記録 ドキュメンタリー「第18田無住宅の夏」によせて

桜井均 (元NHKディレクター)

大東亜共栄圏の縮図

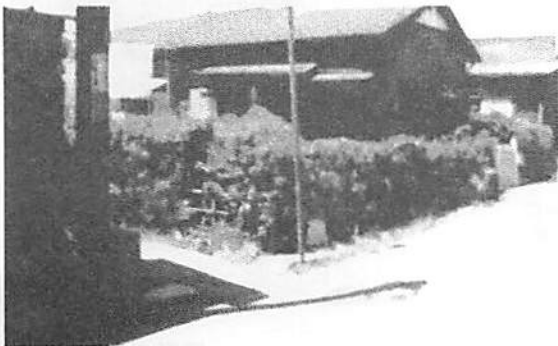
今から40年以上も前のことです。韓国・朝鮮人元BC級戦犯のことを調べていた私は、東京板橋の同進交通の事務所にイ・ハンネ(李鶴来)さんを訪ねました。何も知らない私に、李さんは少し厳しい口調で、日本の戦争責任の肩代わりをさせられた仲間が田無に住んでいるから会って来なさいと言いました。私は、当時NHKの小平寮にいましたので、さっそく訪ねてみました。

旧青梅街道と新青梅街道が交わるあたりに、木造平屋の戸建ての都営住宅が並び、およそ200世帯がひっそりと暮らしていました。第18田無住宅です。

そのなかを一軒一軒歩いて驚きました。韓国・朝鮮人元BC級戦犯の人たちのほかにも、アジア・太平洋戦争にかかわった実にさまざまな人々が住んでいたのです。同じく台湾出身の元BC級戦犯者の人、インドネシアのモロタイ島で発見された高砂義勇兵の人たち、そして、シベリア、満州、南方から引き揚げてきた人たちが隣り合せて暮らしていました。あたかも「大東亜共栄圏」の縮図のように感じました。

満州から引き揚げてきたというある老婦人は、小さな毬を一つだけ手にして玄関に出てきました。逃避行の途中、朝鮮で亡くなった坊やの思い出の品でした。道路を隔てて朝鮮半島出身者もいます。町の端には元憲兵だった人が住んでいました。その人の顔を思い出せない。西日の動きに合わせて体の向きを変えながら話をするので、顔が陰になってよく見えないのです。一方、私の顔は日に当たって完全に覚えられている。職業からくる習慣だったのかもしれませんが、それぞれが、さまざまな事情を抱えているようでした。

人々が田無住宅に入居したのは1956年。その



年の「経済白書」は、「もはや戦後ではない」と書き、戦後復興から朝鮮特需をへて、高度成長経済に舵を切っていくことを謳っていました。「朝鮮特需」はひどい話で、日本の植民地支配のあと分断された朝鮮半島で1950年に戦争が起き、当時5歳だった私が住む墨田区向島では、町工場のプレス音がやかましく響いていた。日本はその特需で儲け、高度成長に突き進む、その宣言が1956年です。

李鶴来さんがスガモ・プリズンから釈放されたときに渡された「引揚証明書」の日付は、1956年10月6日です。つまり私が会ったのは、「10年遅れの戦後」を生き始めた人たちだったのです。

3人の元戦犯者の生活から

それから20年経った1976年8月に、私は「第18田無住宅の夏」というドキュメンタリー番組を制作しました。私が田無で取材した韓国・朝鮮人元BC級戦犯者は、^{ホンジョンモク}洪鐘黙(三浦)さん、^{パクチンホ}朴昌浩(新井)さん、^{キムワンギン}金完根(島谷)さんの3人です。

洪さんは日帝時代に覚えさせられた「教育勸語」(教育ニ関スル勸語)を、最後まですらすらと暗誦し、私を驚かせました。そして、戦後連合国の刑務所のなかで激しい暴行を受けたことを話しました。そのとき、隣に座っていた息子さんが、驚いたように、お父さんの顔を覗き込んだのをよく覚えています。家ではそうした話をあまりしていなかったのかもしれませんが。

映像では二人が並んで映っています。カメラマンはそういうとき、より厳しい話をしている人にズームインするのですが、あ那时的カメラマンはそうしませんでした。ずっとそのまま二人を撮り続けたのです。それで、無表情だった息子が父の話に初めて反応した瞬間が記録されたのです。



朴昌浩さんのところでは、娘さんが韓国留学から帰ってきたところ取材させてもらいました。覚えてたの韓国語をたどたどしく話す娘さんの肩にそっと手を置く朴さんのやさしい表情がいまでも目に焼きついています。お母さん、お兄ちゃんのうちれしそうな家族だんらんを撮影しながら、自家製のキムチを頂きました。

そして、金完根さんは、前の日が遅かったのか、昼近くだったのに雨戸が閉まっていた、外から大きな声で呼んだら出てきてくれました。そして、戦後何年も経ってから、借金をしてようやく韓国に帰ったときの話をしてくれました。お父さんはすでに亡くなっており、お母さんの髪はすっかり白くなっていました。お父さんの墓には草が茫々と生えており、金さんはそこに長いことうつ伏せになって泣いたといいます。壁にはご両親の写りがかけてあり、時計の音だけがしていました。

他に、モロタイ島のジャングルから生還し、部隊とともに日本に来た高砂族の家族も取材しました。30分のドキュメンタリー番組でしたから、すべては入り切らず、BC級戦犯の方とモロタイ島から戻った人にしぼって番組をつくりました。また自分自身の関心も当時はそこまで広く持っておらず、大東亜共栄圏の底にあるものを描くことはできませんでした。

頭越しの日韓条約締結と取り残された被害者

私事ですが、1965年に大学に入り、その年、初めてデモ行進に参加しました。日韓基本条約強行採決に反対するデモです。労働組合の人たちが我々を拍手で迎えたので、そのままどんどん国会議事堂の方に向かうと大勢の警官が待ち構えており、追いかけられた挙句、地下鉄の改札を飛び越えて逃げました。

日本はお金をたくさん積み、朴正熙政権といわば「ボス交」をして日韓基本条約と請求権協定をまとめた。私は、それはおかしいと思ったのです。すると、ある韓国の方から、「君たちがこの条約に反対すると、韓国にお金が入らないので困る。反

対はやめろ」と言われました。確かに当時、そういうふうにしてでも復興しなくてはならない韓国の事情があるかもしれない。しかし、筋としては違うのではないか。そんなことを思いながら、私は反論ができませんでした。

1970年代に入ると、日本の中でも、被害だけでなく加害の責任を問うようになりました。それ以前に、BC級戦犯についてよく知られていたのは、フランキー堺が演じ有名になったテレビドラマ「私は貝になりたい」です。上官の命令でアメリカ兵を殺してしまった二等兵。彼はもともと高知の床屋なのですが、いくら自分は命令でやったと言っても裁判で認められない。結局、処刑されてしまいます。私は小学生のときに一人で見ましたが、涙が止まらなくなった記憶があります。ただ、当然戦争の全体がわかっているわけではなかった。脚本は加害の責任にもふれていたのですが、一般にもドラマとしてはそこまで理解されず、フランキー堺が演じる人物の悲劇で終わってしまいました。

その後NHKに入り、3年目の1972年に、昭和天皇がオランダに行きました。オランダ市民から車に卵などをぶつけられた。戦時中の捕虜虐待問題などがあり、反日感情が強かったのです。しかし、民放や新聞は報じていたのに、NHKニュースはなぜかその事実を出さなかった。それはおかしいのではないかとガリ版でNHK批判を書き、当時配属されたNHK松山放送局の外で日曜日にビラを撒きました。休日なのでNHK局内に見学者が訪れ、ぬいぐるみなどが迎えていました。見学後、私のビラを受け取った人が、「今日はNHKの二つの面が見られてよかった、がんばれ」と声をかけてくれました。私も「よかった」と思ったのですが、翌日私はNHKの「押し込め部屋」に入れられてしまいました(笑)。

個人的な話が続き恐縮ですが、松山では「皿の碑」(1974年)という番組を制作しました。松山郊外の四国霊場46番札所・浄瑠璃寺の縁の下に、村の戦死者の人となりを書きつけ



た約 300 枚の皿があったのです。地元出身で都新聞に勤めていた相原熊太郎という人が作ったものでした。しかし、村人に理解されることなく、そのまま放置されていました。その中にサイパンで戦死した朝鮮人軍属の方がいました。奥さんは日本人で、取材に応じてくれたのですが、当時戦死者の家の玄関先によく貼られていた「誉の家」という札がない。「なぜですか」と聞くと、「朝鮮人なので日本からは何の補償もない。「誉の家」の札は、針箱の底に置いてあります！」と言い切りました。夫は、自分が死んでも日本の国がお前たちを困らせることはないからと言い残して行ったそうです。この方の強い怒りを感じました。

チョウ・ムンサンの遺書

順番にものを考えていたわけではありませんが、そうした経験の重なりの上に朝鮮人BC級戦犯の話聞いたとき、これはしっかり勉強しなければ、と取材を始めました。内海愛子先生をお訪ねしたのはこのころです。

「第 18 田無住宅の夏」の最後は、チャンギー刑務所で教戒師をしていた池上本門寺の田中日淳住職のところでも毎年行われている法要の場面です。同進会のみなさんが刑死した同朋の供養をするのに付いて行ったのです。

そのとき初めて祖国に帰れないお骨があることを知りました。その中にチョウ・ムンサン（趙文相）さんの遺骨があり、処刑の直前まで書いていた遺書が残っていました。『世紀の遺書』という戦犯者の遺書を編纂した本に、朝鮮の人たちの遺書も収められています。平易な文章で、26 歳ですから揺れ動く気持ちも含め、透徹した目で見ています。若くして逝かなければならなかったチョウ・ムンサンの無念が、惻々と伝わってくる文章です。

「京城北郊、北漢山頂、白雲台の岸壁に残した俺の名前は未だ残っているだろうか。あわただしい一生だった。二十六年間ほんとうに夢の間に過ぎた。この短い一生のあいだ自分は何をしていたか、全く自分を忘れていた。猿真似と虚妄、何故もう少し自分らしく生きなかつたろう。たとえ愚かでも不幸でも自分のものといった生活をしていたらよかったものを。……友よ弟よ、己れの智慧で己れの思想をもたれよ。今自分は自分の死を前にして自分のものの殆ど無いのにあきれている」。

彼は植民地に生まれ育ち、その中で教育を受けてきていますが、死の間ぎわになってそれまで自分が形成してきたものが違う、しかしもう遅いの

だ、という慙愧の念を手記に残しました。チョウ・ムンサンは捕虜の一人に「ビンタ」をはったことがあります。それは日本軍では軽い刑で済ますときにしばしば行なわれました。裁判でそのことを問い詰められると、彼はキリスト者として罪を認めました。「右の頬を打たれたら、左の頬を出せ」という聖書の教えがあります。他人の頬にビンタをはることは、相手に耐え難い屈辱を与えることで、決して赦されることではない。キリスト者として一番やってはいけないタブーに触れたことを、チョウ・ムンサン自身がわかってしまった。「すべての刑を受けます」と言った時点で、彼は自分の十字架を背負ってしまったのだと思います。

私は「第 18 田無住宅の夏」の最後に次の言葉を置きました。「たとえ靈魂でもこの世の何処かに漂い度い。それが出来なければ誰かの思い出の中にでも残り度い」。

この言葉は、日本の戦争責任を肩代わりさせられ、死んでいった韓国・朝鮮人の戦犯だった人たちから、朝鮮を植民地にした側の人間に重く託されたような気がしました。

イ・ハンネさんの元捕虜への謝罪

「第 18 田無住宅」から 15 年後の 1991 年 8 月、私は後輩たちと一緒に、この遺書の言葉に突き動かされるようにして、NHKスペシャル「チョウ・ムンサンの遺書～シンガポールBC級戦犯裁判～」を制作しました。「アジアと太平洋戦争」というシリーズ 4 本の中の 1 本です。

この時期は、冷戦が終わり、韓国の民主化が進むなかで韓国内の取材も自由になりました。加えて、イギリスやオーストラリアの資料でBC級戦犯裁判の記録をたくさん読むことができるようになりました。それによって、チョウ・ムンサンがキリスト者であったために、捕虜にビンタをはっただけで、残酷な行為ではないかと問われ、すべての罪を引き受けると述べ、一審即決で死刑に処せられたことも確認できました。

イ・ハンネさんは、死刑の判決を一度は受けたものの、からくも減刑され、そのまま日本のスガモ・プリズンに移管され、1952 年のサンフランシスコ講和条約発効後も服役し、1956 年によくスガモから解放されました。

日本の植民地支配のもとで「日本人」として、南方の軍属になり、日本の敗戦とともに連合国の戦犯裁判にかけられ、「日本人」として裁かれ、生き延びた人はそのまま「日本人」として刑に服し、サンフランシスコ講和条約後は「韓国人（第三国人）」とされ、出所した後も援護法の適用対象から

外されました。特に 1965 年の日韓基本条約で、日韓政府間（佐藤栄作・朴正熙）のやり取りで「完全かつ最終的に解決」とされ、同進会の人々は、補償の対象になりませんでした。

「チョウ・ムンサンの遺書」で、NHKのスタッフがオーストラリアの元捕虜取材したとき、イ・ハンネさんがいたヒントク収容所で、捕虜たちの泰緬鉄道建設への動員をめぐって、激しくやりあったダンロップ中佐の話を知りました。彼に、イ・ハンネさんが死刑判決を受けたことを告げると、「ヒロムラ（イ・ハンネさんの日本名）はそんな重い刑を受けるようなことはしていない」と弁護したのです。そのことをイ・ハンネさんに伝えると、オーストラリアに行って捕虜の人たちに直接謝罪したいと言いました。

「植民地解放」と言っていた日本人が、捕虜に直面して直接謝罪したとはほとんど聞きません。戦犯裁判では、連合国は朝鮮人が植民地出身であることを考慮していません。彼ら自身が植民地を持っていてからです。だからと言って、日本の植民地支配が肯定されるわけではない。日本人が「彼らも謝っていない」と言うのは幼稚な理屈です。謝罪を自らに引き受けたイ・ハンネさんの勇気に私は感動しました。

しかし、捕虜の受け止めはさまざまでした。直接暴力をふるったわけでは無いとしても、イ・ハンネさんは泰緬鉄道の現場に彼らを送り出す立場だったからです。個人としての謝罪を受け入れるという元捕虜と、植民地出身者とはいえ日本軍の一員としての行動は受け入れないという人がいたと聞きます。

チョウ・ムンサンは 26 歳で十字架を背負って死んでいき、イ・ハンネさんは新たな十字架を背負うことになりました。二人の運命を見聞きするだけでも、日本の植民地支配の罪深さを痛感します。日本軍慰安婦の問題然り、徴用工の問題然りです。いまだに、アジア・太平洋地域で日本が犯した罪を認めようとしません。そして、一人一人の個人の頭越しに、政府間の利害得失でものごとを決めていくやり方をどこかで清算しなければなりません。個人が主役なのだからということをもっと言っていかなければならないと思います。

「暴力の連鎖」を止める

この話には後日談があります。2017 年に放送された BS スペシャル「父を捜して～日系オランダ人 終わらない戦争～」が新しい事実を掘り起こしました。泰緬鉄道建設現場の一つ、イ・ハンネさんがいたヒントクの収容所にいたオランダ軍捕



虜が、インドネシア独立後祖国オランダに帰り、やはりインドネシアで日本人との間にもうけた子どもを連れて帰国した女性と結婚しました。しかし彼は、その子どもに日本人の面影を見て、虐待を繰り返すようになり、ついに性暴力におよび子どもを産ませてしまいました。そのとき生まれた娘さんは養女に出されたのですが、幻の父がなぜそのような行為に及んだのかを勇気をもって調べました。そしてその行為は絶対に許せないが、それでもやはり彼は過酷な戦争の犠牲者の一人なのだということに思い至りました。そこにたどり着くには、気が遠くなるような長い年月を要しました。

こうした「暴力の連鎖」は結局、弱いところにもっともひどい形で現れます。

植民地支配をした「加害者」の日本人が、朝鮮人の「被害者」を生み、その「被害者」が、過酷な現場で捕虜に対する「加害者」になってしまう。またその「被害者」であるオランダ軍捕虜が今度は子どもに暴力をふるう「加害者」になる。朝鮮出身者は日本人として裁かれ、日本人として刑に服しながら、ある時を境に日本人に与えられる戦後補償の対象から外される。ここにも「暴力の連鎖」があります。

このような植民地帝国主義のいまだに克服できない課題は、多くの日本人が今こそ考えなければならないことですが、時代はむしろ逆行しているように見えます。

今日は、かつての第 18 田無住宅が「大東亜共栄圏の縮図」であったという話をしましたが、もしいま関係する方々がこの住宅におられるとすれば、ぜひ自分たちが戦争全体の中にどういう形でいたのかを、考えてみていただけたらと思います。考えるには「場所」が必要で、人と人が出会える場所があれば、いろいろな話ができると思います。私は何かを言う立場にはありませんが、地域の中で少しでも話し合う場ができたなら、その時は私がこのカメラをもって取材にいきます。ありがとうございました。

侵害された人格を回復するための「権利のための闘争」

今村嗣夫（「条理裁判」弁護団長）

「条理裁判」を闘う

私は、1991年に韓国・朝鮮人元BC級戦犯者の方々が提訴した、条理裁判の弁護団長をつとめました。「どうしてあんなに面倒な裁判を引き受けたのか」と、人によく聞かれます。昭和天皇が死去した翌1990年の大嘗祭に対し、私はキリスト者として政教分離の立場からハンストを行っていました。早稲田奉仕園の駐車場での100時間断食です。最初は呼びかけ人として誘われ、「いいですよ」といつもの如く返事をしたのですが、「呼びかけ人は必ず100時間断食に参加してください」と言われ、えらいことになった、と（笑）。

その断食小屋に内海愛子さんが、韓国・朝鮮人元BC級戦犯者の、李鶴来さん、尹東鉉さんと一緒に「激励」に来てくださいました。その時は裁判をやるという話などまったく出なかったのですが、その後、裁判を考えてくれないか、との相談があったのです。

原告は7人。弁護団もすぐ結成し7人でした。すると桜井均さんから電話があり、「裁判をやるというけれど、いったいどういった根拠で裁判をやるのか」と尋ねられました。「戦後補償法」という法律があれば、原告のみなさんへの補償適用を求める闘いもできるのですが、残念ながらそんな法律はない。「法律がないので、条理でやるしかない」と返事をしましたら、桜井さんも関心を持たれたようでした。

明治時代の「裁判官事務心得」に、「民事の裁判に成文の法律なきものは習慣により、習慣なきものは条理を推考して裁判すべし」と書いてあります。成文の法律、そして慣習法もないときは、「条理」に基づき裁判をするのだ、と。それをうい、「条理」に基づき提訴したのです。他の戦後補償弁護団からは、「条理では裁判は成り立たない」と言われることもありましたが、次第にそれを根拠にする裁判も増えてきました。

裁判は1991年11月12日に提訴。「条理」ですから、ともあれ何が正義かを見なくてはなりません。そのためにいろいろな資料を裁判所に提出しました。その一つとして提出し証拠採用されたの

が、先ほどお話をされた桜井さんのドキュメンタリー「チョウ・ムンサン^{ユン・ムンサン}の遺書」でした。法廷にテレビを2台置き、裁判官と傍聴席それぞれに向け上映されました。

裁判は最高裁まで9年間闘いましたが、地裁、高裁、最高裁とも、韓国・朝鮮人元戦犯者たちの被害は認めながらも、請求は棄却しました。しかし、この「条理」の訴えに対して東京高裁は、「第二次世界大戦において国家の権力により犠牲を強いられ、被害を受けた者たちに対しては、国家の責任においてその被った犠牲・被害について一定の補償をすべきであるという認識（条理）が次第に我が国を含めた世界の主要国の共通の認識として高まりつつあるということができると判示し、「政府、国会など国政関与者において、この問題の早期解決を図るため適切な立法措置を講じることが期待される場所である」と条理の立法化を促しているのです。最高裁も原告ら各自が受けた刑を判示し、「深刻かつ甚大な犠牲ないし損害を被った」ことを明らかにした上で、彼ら7名のものが被った犠牲ないし損害が深刻であるのに、これに対する補償を可能とする立法措置が講じられていないことに言及しています。

しかし、未だにBC級戦犯者個人に対する戦後補償立法がなされていません。政府も国会も、戦後補償を立法によって解決するよう促している司法の見解を尊重し、速やかに立法措置を講ずべきなのです。

謝罪のしるしとしての補償

そこから今度は立法運動に移行します。

多くの政治家たちは、被害者に向かって「お気の毒でした」という言葉をかけます。民主党の藤田幸久議員がBC級戦犯者に対する補償について2015年3月27日の参議院予算委員会で質問しています。答弁に立った岸田外務大臣（当時）は、「我が国はかつて多くの国々、とりわけアジア諸国の人々に対しまして多大な損害と苦痛を与えました。その認識において安倍内閣としても同じであり、これまで歴代内閣の立場、全体として引き

継いでいく考えを表明してきております」と述べ、「その痛切な反省の上に立って、自由で民主的で、基本的人権あるいは法の支配、こうした基本的な価値を尊ぶ国づくりを進め、戦後 70 年間にわたり平和国家として歩んできました」とします。

しかし、それに続けて、「日韓間の請求権に係る問題につきましては、1965 年のいわゆる日韓請求権協定により、完全かつ最終的に解決済みであります」「しかしながら、こうしたいわゆる BC 級戦犯の方々につきましては、今日まで道義的見地から、1953 年 4 月以降、日本人と同様の帰還手当が支給されたほか、1985 年までの間に見舞金、生活資金の一時支給が行われ、また生業の確保、あるいは公営住宅への、住居について好意的な措置がとられたと承知をしています。こうした取組は重要であると認識をしております」と、援助はしていると主張しています。

そして、「今回のこの BC 級戦犯の方々につきましては、今日まで様々な御苦労されたこと、このことにつきましては私自身も大変心の痛む思いがいたします。是非、こうした思いを胸に、引き続き平和国家としての外交の歩みを進めてまいりたいと考えます」、こういう答弁なのです。立法をするまでもなく、生活保護的な社会保障施策をやってきたのだから、それでいいではないか、と言わんばかりの答弁です。「謝罪」とは言えず、原告らの人格を侵害したことへの補償ではありません。

李鶴来さんは法廷証言の中で、「それ程の金額じゃなくても、私たちの人権を侵害し、人間としての人格をおろそかにした。そのことにちゃんと謝罪し、それが口先でないことを示す補償であればいいと思います。謝罪と補償は全く一体のものでございます。謝罪だけでもだめです。また、お金をもらったというだけでは意味がございません」。

つまり、日本の戦争の被害者が求めている戦後補償が謝罪のしるしとしての補償、いわば象徴的補償 (symbolic compensation) なのです。

ところで、広島で被爆した孫振斗さんが公費で必要な医療を受けられる被爆者健康手帳 (原爆手帳) の交付を求め裁判があります。孫さんは 1927 年大阪に生まれていますが、1947 年の外国人登録令が公布された後、韓国に強制送還されました。その後治療を求め日本に密入国するのですが、手帳交付は認められず、1972 年福岡県知事を相手取り裁判を起し勝訴します。知事側は上告したのですが 1978 年、最高裁は孫さんを勝訴とし、次



のように述べています。

「かかる原爆による障害は遡れば戦争という国の行為によってもたらされたものであり、しかも、被爆者の多くが今なお生活上一般の戦争被害者よりも不安定な状態に置かれているという事実を見逃すことはできない。原爆医療法は、このような特殊の戦争被害について戦争遂行主体であった国が自らの責任によりその救済をはかるという一面をも有するものであり、その点では実質的に国家補償的配慮が制度上の根底にあることは、これを否定することができない」

最高裁は、社会保障と戦争という国の行為によってもたらされた被害の国家補償とを区別しているのです。先に見た岸田外務大臣の答弁は、原告たちが求めている謝罪としての補償とは異なります。残念ながら、質問した藤田議員もこの点を追及することなく質問を終えています。私の新著『マイノリティの人権を護る』には、この点もふれてあるので、ぜひ立法の場面においても参考にしていただきたいと思います。

P ホールの「カンナの花」

李鶴来さんは死刑判決を受け、8 カ月もチャンギー刑務所の死刑房に収容されていました。普通は 2~3 カ月で処刑されるのです。P ホールと呼ばれる死刑囚が収容される区画で、インド人の番兵の死刑執行の呼び出しにおびえる日々。李さんは処刑される仲間を見送ってもいます。「ただいま出発」と大きな声を張り上げ、死刑台の方に向かう。監房にいる者は「元気でいけよ」と言うのが精一杯。そして「天皇陛下ばんざーい」、あるいは朝鮮人の場合は「韓国独立ばんざーい」と大きな声が響き、カタンと絞首台の床が抜ける音がする。

仲間の処刑後、P ホールの中庭に出た李さんは手記にこのような思いを綴っています。

「執行後開房されて、中庭に出たときのその悲しさはたとえようもない。中庭のカンナの花は変わりなく咲いている。青空にはつばめが高く低く

飛んでいる。自然は私が見る目には変わりはないが、数十分前までいた彼らはいったい何処へ！何処へ！彼らが以前座っていた場所には誰もいない」

私は、ある私立高校に招かれ、社会科の授業で高校生たちにこの話をしたことがあります。ぜひ家族の人たちに伝えてほしいというのを、課題にしました。一般的には知られていないし、先に述べた岸田前外務大臣ほか政治家も、こうした歴史を知ろうとしません。

人格侵害に対する「権利のための闘争」

ドイツの法学者イエーリングはこう言っています。「権利侵害によって人格そのものが踏みにじられた場合、権利を無視された者は、あらゆる手段

で闘うのが、あらゆる者の自分自身に対する義務であり、そうした人格無視を黙認することは自殺行為であって誰にも許されない」。

厳しい言葉ですが、確かに人格を侵害されたことに対しては「権利のための闘争」を行うという意思表示です。日本の戦争によりさまざまな犠牲を強いられた、アジアの人々、捕虜、民間抑留者、慰安婦とされた女性、韓国・朝鮮人BC級戦犯者……。これらの人々が、人間としての人格をおろそかにしたことへの謝罪を求める戦後補償裁判は、まさに「権利のための闘争」そのものです。重大な人権侵害に対し国家補償を求めている。それは生半可なことではないのです。それをぜひ知っていただければと思います。

◆質疑より

——大変な裁判の弁護団に、なぜあの7人の弁護士が集まったのでしょうか？

私と、小池健治弁護士、平湯真人弁護士の3人は、司法研修所の同期です。それから英語に強い木村庸五弁護士。他の弁護士は若手で、秀嶋ゆかり弁護士が声をかけ集めてくれました。われわれは内海さんの作戦にまんまとはまってしまったのですが(笑)、内海さんには弁護団の顧問としてかかわってもらいました。内海さんは研究者であり、また韓国・朝鮮人BC級戦犯者の人たちを長年にわたり支援してこられました。裁判を支える会のみなさんも頑張ってくれました。

——レジュメの副題に「良心の錯誤」とありますが、その意味は？

時間の関係で端折ってしまいましたが、李鶴来さんや、朴允商^{ベクユンサン}さんなど、原告だった方の証言には、「あのとときの自分はバカだった」といった思いが出てきます。日本の皇民化教育を受け、上官の命令は天皇の命令であり、従わなければならないと、真面目に思っていた。チョウ・ムンサンの遺書でも、「今自分は自分の死を前にして自分のものの殆ど無いのにあきれている」と書かれています。そこから気付かされるのは、われわれ日本人も、国のために一億一心、いわば「良心的に」生きてきたことが間違いであったと、はっきり認識することが必要ではないかと思います。現在、また「良心的に」天皇陛下万歳を三唱する時代になってきましたが、あの戦時中に何があったのか、「自分はバカだった」と悔悟した朝鮮人戦犯者から学べたらと思います。

——本日は、弁護団の一人としてかかわった平湯真人先生も来てくださっています。一言お願いします。
平湯真人弁護士

韓国・朝鮮人BC級戦犯の裁判のほか、もう一つの柱として子どもの人権や福祉の問題に取り組んでおりました。途中からは子どもの方ばかりになり、こちらは欠席が多くなり、また持病もできてしまったものですから、今日は久しぶりですみません。イ・ハンネさんの発言を聞き、改めて思いましたが、「継続こそ力なり」。李鶴来さんたちや支える会のみなさんの活動は、歴史に残る、いや、もう残っている活動です。新しくまた注入しながら、進んでいかれるのではと思います。



2.16 桜井・今村両氏講演会を聞いて

小川晴久(「同進会」を応援する西東京市民の会会員)

去る2月16日西東京市芝久保公民館で「韓国・朝鮮人元BC級戦犯写真パネル・講演会」がありました。講演の部のご報告を致します。両氏はレジメ資料を用意されましたので、私は帰宅して調べたことも雑(マジ)え、重点的に記します。

◆桜井均さん(元NHKプロデューサー)のお話から

(1) 入社3年目の自社批判

桜井さんがNHKに入社されたのは、1969年、四国の松山支局。3年後の1972年に昭和天皇がオランダを訪問し、現地で抗議行動に遭遇した(車に卵でもぶつけられたのか)。他社はそれを報道したのにNHKは報道しなかった。それはおかしいと考え、チラシにして勤務のない日曜日に松山支局の前で配った。見学に来たある団体の一人が、今日は二つのNHKを見学できたと言って立ち去ったという。翌日社内で批判され、お前は松山で骨を埋めるつもりかと言われ、1年近く「しかと」(無視)されたという。幸い2年後には東京勤務に戻ることができ、当時関心を持ち始めた「韓国・朝鮮人元BC級戦犯」問題の取材に入り、1976年8月「第18田無住宅の夏」という30分もののドキュメンタリーを放送した。

(2) 「第18田無住宅の夏」

桜井さんが第18田無住宅を訪れたのは、1975年頃かと思われる。木造平屋の戸建て住宅に約200世帯が暮らしていたという。講演の前のビデオ上映で放映されたので、現在の鉄筋コンクリートのアパート式と違っていたことがよく分かった。そこに住んでおられた3人の方にインタビューされ、最後にチャンギー慰霊祭の法要の場面で終わっていた。

3人うちのお一人洪鍾黙さんが教育勅語を暗誦された場面は、ビデオを見た時わたしも印象深かったが、今この一文を書くに当って所持していた参考書から教育勅語を探し出し、一瞥してみた。全部で319字からなる文語体の文章である。日本人でも容易でないのに、隣国の人たちにも暗誦を強要していたことになるが、この勅語が制定された1890年(明治23年)はまだ朝鮮併合(1910

年)の前である。天皇の臣民(「我カ臣民」、「爾(なんじ)臣民)の中に朝鮮の人は入っていなかった。後に朝鮮も植民地にされて、臣民の中に加えられたとしても、「爾(なんじ)祖先ノ遺風ヲ顕彰スルニ足ラン」の「祖先」の中に朝鮮の祖先が入ることは歴史的にあり得ない。どう考えても不自然なことを日本は隣国の人に強要したことを今回改めて知った。

桜井さんはチャンギー慰霊祭の法要を取材して、趙文相(チョウ・ムンサン)という人の遺骨と遺書の存在を知る。桜井さんは趙文相さんの遺書に痛く感じ入り、「第18田無住宅の夏」のドキュメントをこの遺書の最後の言葉で飾った。「たとえ靈魂でもこの世の何処かに深い度(た)い。それができなければ誰かの思い出の中にでも残り度い」と。ビデオを見て、この最後の言葉が私の心にも残った。

(3) 「チョウ・ムンサンの遺書～シンガポールBC級戦犯裁判～」(1991年8月)

桜井さんが当日用意されたレジメ資料の中に趙文相の遺書の一部が引用されていた。

「京城、北郊、北漢山頂、白雲台の岸壁に残した俺の名前は未だ残っているだろうか(小川注)。慌ただしい一生であった。26年間ほんとに夢の間に過ぎた。この短い一生のあいだ自分は何をしていたのか、全く自分を忘れていた。何故もう少し自分らしく生きなかつたらう。たとえ愚かでも不幸でも自分のものといった生活をしていたらよかったものを。……友よ弟よ、己れの智慧で、己れの思想を持たれよ。今自分は自分の死を前にして自分のものの殆ど無いのにあきれている」

この一節はだれが読んで胸を衝(つ)かれる。桜井さんは仲間と共に15年後に上記のドキュメントを制作し、放送する。趙文相は裁判で捕虜に対して「ビンタ」を張ったことを認め、クリスチャンとして死刑判決を受け入れるが、桜井さんは欧米人にとって「ビンタ」は日本人が考える以上に屈辱的なものだったのではないかと言われた。確かに新約聖書を繙(ひもと)くと、マタイ伝26章67節に刑場に引かれていく直前に、イエスは群衆から頭を殴られ、唾をかけられ、ビンタを張

られたことが記されている。桜井さんが当日の講演の中で語られたことはその通りだと思う。

◆今村嗣夫弁護士（1991～1999 年裁判の弁護団長）のお話から

今村嗣夫氏は「カンナの花—良心の錯誤—」と題したレジメを配布されて、話された。

(1)「カンナの花」とはチャンギー刑務所の死刑執行場の中庭に咲いていた花のこと、死刑判決を受けた李鶴来（イ・ハンネ）さんは死刑囚が待機する「P ホール」で、最後の2人になるまで8カ月も死を見つめさせられ、死刑執行が終わるたびに中庭に出ることが許され、そこで見たカンナの花が大変美しかったと手記で述べているが、その花のことである。死刑執行場の中庭のカンナの花のことを記しているのは、8カ月後に刑を20年に減刑された李鶴来さんしかいないのではないかと今村弁護士は話された。

(2)「良心の錯誤」とは、「李鶴来さんの述懐」、「朴允商さんの述懐」、「趙文相さんの遺書」に共通している、「国のため」「一億一心」と信じ切っていたことが間違っていたこと、「俺はなんと馬鹿だったのか」という、自分の「無知」の「後悔」のことだと言われた。良心的だと思って従ってきたことが、実は間違いであった、死の直前になって気づいたことを今村弁護士は「良心の錯誤」と表現された。

(3)「社会保障的諸策と戦後補償」（レジメの3つ目）では、李鶴来さんたちの謝罪と補償要求に対して、日本の外相は国会答弁で、社会保障的諸策は施してきたと言っているが、謝罪をしていない問題を指摘された。どうして謝罪しないので

あるかと。

(4) イェーリング『権利のための闘争』の権利（法）の中に人格があるという指摘 これはレジメにはなく、講演の冒頭で、権利の侵害というのは重大な人格の侵害がなされているのだというイェーリングの見解を紹介された。私は60年前の学生時代にイェーリングの『権利のための闘争』を読んだことを思い出し、今回読み返してみた。「権利は人格の精神的生存条件であり、権利の主張は人格自身の精神的自己保存である。」（岩波文庫64頁）とあった。私は李鶴来さんが94歳になっても体に鞭打って自分たちBC級戦犯が受けてきた不条理と闘っているその根拠がよく分かった。李鶴来さんたちの人格が侵害されてきたからである。日本人には保障されている権利（法）が、ある時期日本人とされた自分たち韓国・朝鮮人になぜ適用されないのか、日本政府のご都合主義とそれを追認する日本の司法に李鶴来さんたちは真に怒っているのだ。自分たちの人格が丸ごと無視されているとして。講演会最後の李鶴来さんの挨拶のあの迫力はこのことを見事に立証していたことを、『権利のための闘争』を60年ぶりに読み返してみ、改めて納得した。

以上でご報告とします。

（小川注）北漢山頂、白雲台の岸壁に行って趙文相が書き付けた名前を調べた人はいるのだろうか。私は過去に一度行っているが、この遺書のことを知らなかったので調べていない。情報があつたら教えてほしいし、関心のある方に調査を呼びかけたい。

【推薦図書！】今村嗣夫氏『マイノリティの人権を護る』
（明石書店、2500円＋税、2019年）



平湯真人氏『子ども福祉弁護士の仕事』
（現代人文社、2200円＋税、2020年）



李鶴来氏の甥として大阪で写真パネル展に取り組む

姜（大坪）^{カン}秀一^{スイル}

皆様、初めまして。私は李鶴来氏・姜福順氏夫婦の甥にあたります、大阪在住の姜秀一（日本名・大坪秀一）と申します。私の父親が姜福順氏の実弟という関係です。今回は私の生い立ちから、本来であれば2020年5月2日～4日の3日間、大阪市東成区民センターで開催する予定であった韓国・朝鮮人元BC級戦犯者写真パネル展（新型コロナウイルスの影響で9月に延期決定）についての私の思いについてお話をさせていただきます。



■生い立ち

私は1971年、両親とも在日韓国人2世の家庭で大阪市にて出生し、28歳で結婚するまで市内西成区で過ごしました。「西成」というと日本最大の労働者の町・釜ヶ崎（あいりん地区とも言われます）があることでご存知の方も多いと思いますが、私の認識ではそれは西成区という地域の一部であり、在日コリアンや沖縄にルーツを持つ方も相当数住んでいる一方、比較的高級な住宅地も存在しており、日本社会の「多様性を凝縮」したような場所だと思いつつ育ちました。

私がBC級戦犯の問題について、いつ頃認識したのかははっきりと覚えておりませんが、小学生の低学年頃に伯父さん（李鶴来氏）がテレビに出ていた（複数回）ことは記憶しておおります。当然のことながら、当時はなぜテレビに出ていたのか分からず、同級生に自慢したり、有名な人なんだという漠然とした感覚しかありませんでした。

■伯父さん一家との交流

埼玉県に父方の祖父が住んでおりましたので、子供時代は毎年私の両親・弟の4人で帰省するのが恒例行事でした。その際にひばりヶ丘の伯父さん・伯母さん宅に立ち寄る機会も多く、いとこの兄さん2人（李鶴来氏・姜福順氏夫婦の長男・次男）に遊んでもらうのを楽しみにしていました。伯父さんと顔を合わせるのは、たいてい同進交通での仕事を終えて帰宅した夜で、真夏でもきちんとネクタイを締めてスーツを着ていた姿が印象に残っています。

その後私が年齢を重ねるにつれて、伯父さんが戦争中に大変な思いをしたこと、スガモ・プリズンに収容され、出所後も大変な思いをして同進交

通を立ち上げて生活の基盤を築いたこと、そこにたどりつくまで日本人の支援者がいらっしやっただけを徐々に理解するようになっていったのです。

私が成人し、社会人になってからも、まとまった休暇がとれれば毎年のように1人で関東の父方の親戚の家を廻り、ひばりヶ丘の家にも顔を出していました。社会人になってからは、伯父さんが仕事から帰ると伯母さんと2人で、居間に自画像がかざってある今井知文先生の話（昔大変お世話になった日本人の医師であったこと）をしてくれたり、ウェアリー・ダンロップ氏の英語の自叙伝の本を見せてもらい、彼がオーストラリアで高名な医師であり交流があったことを教えてもらったりしました。今思うと大変貴重な時間を過ごさせてもらったとあらためて感じると同時に、もっと真剣に話を聞いておくべきではなかったかと反省の気持ちもあります。また伯父さん・伯母さんからは韓国人としての誇りを持つようにと教わったこともあり、その言葉を胸に刻み込んで今に至っております。

その後、2000年5月に私は同じ在日韓国人3世の女性と結婚するのですが、結婚式には伯父さんには親族代表のスピーチをお願いしました。その年の夏には妻と2人でひばりヶ丘の家に御礼訪問しました。妻は民族学校出身で韓国語ができますので、伯父さんが母国語で妻とうれしそうに会話していたことが印象に残っています。

結婚してからは仕事や家庭のことで忙しくなり、ひばりヶ丘の家にも行けておらず、BC級戦犯について強く意識することもないまま、10数年の歳月が流れました。そんな私が40歳代半ばになってから、BC級戦犯の問題について強く意識するようになった経緯をこれからお話します。

■BC級戦犯者問題にあらためて出会う

私は大学を卒業してからサラリーマン生活を続けており、真面目に仕事に取り組んでそれなりの評価を受け順調に歩んできたつもりだったのですが、44歳頃から仕事がうまく回らなくなり、精神的なバランスも崩して、仕事に対して非常に悩んだ時期がありました。そんな時に伯父さんの著書である『韓国人元BC級戦犯の訴え——何のために誰のために』に出会ったのです。この本を読むことで、過去に伯父さん・伯母さんから教わったことが記憶によみがえり、私の父方のファミリー・ヒストリーも知ることができました。また、「死刑判決を受けた伯父さんの絶望感に比べれば、自分の仕事の悩みなんてちっぽけなもので、こんなすごい人が身内にいることは自分の財産ではないか」と感じたと同時に、BC級戦犯の問題について勉強し直そうという気持ちになりました。

■藤井幸之助さんとセツパラム文庫

その次に出会ったのが、藤井幸之助さんが主宰する「猪飼野セツパラム文庫」でした。大阪での写真パネル展開催予定場所である東成区民センターでたまたま「1軒丸ごと朝鮮韓国在日の図書資料でいっぱい！ みんなのまちの人権図書館！」とキャッチフレーズが書かれたチラシが目にとまり、軽い気持ちでそこを訪れました。

藤井幸之助さんと初めてお会いしたときに伯父さんのことを話したところ、「在日では著名人だ」と驚かれ、それをきっかけにお付き合いが続いています。

セツパラム文庫では毎月テーマを決めて月例研究会を開催しているのですが、私が初めて訪れてから2ヶ月ほどして高賛侑さんが伯父さんを取材した映像「元BC級戦犯李鶴来の訴え」の上映会があり、私がゲストとして招かれ、少人数ではありますが、人前でBC級戦犯の問題について身内としての視点でどのように向き合ってきたか話す機会をいただきました。これまでの人生で、学校・職場以外で依頼を受けて話す経験が初めてでしたので、新鮮な気持ちもありましたが、いい加減なことは発言できないという緊張感も感じました。

■大阪での写真パネル展開催へ

その後、セツパラム文庫で開催される研究会には、時間の許す限り参加し、来訪者の方々に機会があれば伯父さんの話をして、韓国・朝鮮人元B

C級戦犯に対する戦後補償についての問題が存在することを知ってもらうようにしていたところ、写真パネル展大阪開催企画のきっかけとなった文箭祥人さんとの出会いがあったのです。

文箭さんは毎日放送にお勤めで、以前より戦後補償問題に関心を持たれていて、東京で開催されていたBC級戦犯写真パネル展にも足を運んだとのことをお話をされていました。また、法政大学の学生さんが製作したBC級戦犯についての映像を大阪で上映する機会を模索していたようでしたので、その後数回仕事帰りに喫茶店で会って話をしていくうちに、どうせやるなら上映会だけでなく東京でやっている写真パネル展を大阪でもやってみようか、との話に発展していったのです。

その件を藤井幸之助さんにお話したところ、月1回開催しているセツパラム文庫の運営会議に上程しようということになり、運営会議での協議を重ねた結果、セツパラム文庫主催で2020年5月2日～4日、東成区民センターでの開催告知までこぎつけることができました。しかし物事はうまくいかないもので、開催を目前にしながら、新型コロナウイルスというとんでもない怪物のため断念せざるを得なくなったのはご周知のとおりです。

ただ、これは中止ではなくあくまで延期であり、必ず大阪での写真パネル展を実現する所存です。開催についてはひばりヶ丘の伯父さん・伯母さんに直接電話で報告しました。伯父さんからは、大阪での写真パネル展開催に向けての活動に対して大変感謝され、「ありがとう」と何回も言われました。また「いつ頃開催できそうか？」とも聞かれましたので、期待の大きさを強く感じています。

最後になりましたが、写真パネル展大阪開催の準備にあたり、内海愛子さん、朴来洪さん、横井道子さん、大山美佐子さんには大変お世話になりました。新型コロナウイルスの終息がいつになるのか先が見えない状況ですが、皆様もお体をご自愛ください。今はしっかりと写真パネル展大阪開催実現に向けて充電し、今やれることをしっかりとやっていきたいと思っておりますので、今後ともご支援の程よろしくお願い致します。（4月30日）

* 延期された写真パネル展は、9月20日(日)～22日(火・祝)に同じく大阪市東成区民センターで開催予定です。詳細が決まりましたら、お知らせいたします。

元BC級戦犯者・大原元（崔元溶）さんを悼む

内海愛子（同進会を応援する会）

志願兵として

2019年12月19日 大原元（崔元溶）さんが亡くなりました。96歳でした。

1923年、平安北道に生まれ、日帝下で育った崔さんは、1941（昭和16）年12月8日、日本陸軍に入隊しています。志願兵です。志願兵に応募したのは教師に勧められたこともありましたが、師範学校の試験を受けに行く交通費もなかった暮らしの中での選択だったといえます。

1938（昭和13）年4月3日に発足した「陸軍特別志願兵制度」は、17歳以上、身長160センチ以上の青年が対象でした。学科試験もありましたが、大原（崔）さんはこれに合格。龍山の朝鮮総督府陸軍兵志願者訓練所で、4カ月の訓練を受けています。それまで志願兵の訓練は6カ月でしたが、1941年から4カ月に短縮になっていました。

このあと1943（昭和18）年10月20日に、朝鮮人学徒兵の採用が決まりました（「昭和18年度陸軍特別志願兵臨時採用規則」陸軍省令第48号・同日施行）。1943年3月2日には兵役法が改正されて、8月1日より朝鮮に徴兵制が施行されています。李鶴来さんたちは、前の年の1942（昭和17）年5月の軍属募集で「志願」させられています。アジア太平洋戦争は、朝鮮の青年をも動員した戦争でした。

平壤の77連隊に入隊

訓練が終了した大原（崔）さんは、平壤の第20師団77連隊に入隊しています。

朝鮮には龍山の朝鮮軍司令部の下に19師団（通称虎）と20師団（通称朝、大正8年）が配置されていました。朝鮮半島東北部の防衛にあたる19師団は、仙台、若松、新発田、青森、秋田、弘前、山形など東北で兵士を集めています。

大原さんの所属した20師団（通称朝）は、78連隊（龍山）、79連隊（龍山）、80連隊（大邱）、



法案提出2周年集会にて（2020.5.28 国会議員会館）

これに77連隊（平壤）が戦時編制で加わっています。兵隊は大阪、九州から集められています。

朝鮮に駐屯している軍隊は、朝鮮人兵士の軍隊だと誤解しそうですが、朝鮮に徴兵制が布かれたのは1943年です。また、日本軍は朝鮮人だけの軍隊は編成していません。

日中戦争がはじまると師団が再編されています。19師団、20師団から74連隊と77連隊を抜き、福山の41連隊を加えて、1943（昭和18）年6月に、30師団（師団長 高角業作中将）が編成されました。大原（崔）さんの平壤第77連隊は、20師団からこの30師団に編成替えとなって、フィリピンに派遣されたのです。ミンダナオ島で敗戦を迎えています。この間、大原（崔）さんは2等兵から上等兵になり、最後は伍長になっています。

敗戦後も続いた米軍・ゲリラとの闘い

大原（崔）さんのインタビュー（後掲、内海『朝鮮人（皇軍）兵士たちの戦争』）にあるように、フィリピンでの戦闘の特徴の一つにゲリラとの戦いがあります。

“I shall return”の言葉を残して、マッカーサーはフィリピンを脱出しますが、後には米軍に協力するゲリラ部隊ユッサフェ・ゲリラが活動していました。ルイス・タルクが率いるフクバラ・パ

ップ（通称フク団）も、フィリピンの「真の独立」を目指して日本軍と戦っていました。

アメリカ軍の反攻がはじまると、これらゲリラの日本軍への攻撃も激しくなっています。住民とゲリラの区別がつかない中で、いくつもの住民虐殺がおこり、それがまた、日本軍への攻撃を生んでいきました。大原（崔）さんが「米軍・ゲリラ」との戦いと言っているのは、米軍とこの親米ゲリラとの戦いだったと思われます。

半年、山中を逃げる中で、一個連隊（3500～4000人編成）の兵士のうち、生き残ったのが20～30人、飢えとゲリラとの戦いでした。その中で生き残った将兵の13人が戦犯になったのです。マニラで開かれたアメリカ裁判で裁かれました。

マニラのアメリカ裁判

フィリピンのアメリカ裁判については、次号で岡田泰平さんが報告くださる予定です。ここでは戦後、スガモ・プリズンで、戦犯たちがまとめた『戦犯裁判の実相』から簡単に紹介しておきます。

ミンダナオ島・三上ケース（大隊長三上考衛少佐）には、13人の被告がいます。大原（崔）さんは、大隊本部付きの兵長でした。1945年9月18日に逮捕され、46年6月2日に裁判が開始し、6月13日に終了しています。判決では命令の発令者三上少佐に死刑、中間の将校3名は終身刑、大原さんら5人は命令を実行し、銃の引き金を引いたとして20年、命令による同行者4人は10年の刑でした。

20名にまで減少した大隊所属の兵士が、終戦も知らずにミンダナオ山中を行動中、フィリピン人と行き会ったのです。大隊長はかれらの「処分」を命じました。「故意且つ不法に比島人を殺害」した戦争犯罪が裁かれました。再審の結果、1947年1月に20年の刑の者が10年に、10年の者が5年に減刑されました。大原（崔）さんは10年刑に減刑されました。

日本・スガモへ

1947年2月、マニラ法廷で裁かれたアメリカ裁判の戦犯60人が日本に送還されてきました。

海外で裁判を受けた者の中では最も早い日本への送還でした。この中に大原（崔）さんがいました。初めての日本でした。1951年12月4日、サンフランシスコ平和条約の発効を前にスガモを仮出所しました。

スガモ・プリズンを管理するアメリカ第8軍が、1949年12月にグッドタイム・システム（善行に対する減刑制。拘置所でのすべての諸規則を忠実に遵守し、懲罰を受けたことがないことが証明される場合、刑期が軽減される資格）を導入し、バロール・システム（仮釈放制）による釈放がはじまっていた。グッドタイム・システムで刑期日数が短縮され、刑期の3分の1が終わっている者が仮出所の審査の対象になる制度です。大原（崔）さんは10年の刑だったので、これらのシステムで仮釈放の対象になり、日本が独立する前にスガモを出ています。それまで丸6年、マニラのモンテンルパ、そしてスガモで暮らし、出所した時には29歳になっていました。

日本国籍を取得

スガモ・プリズンを出所した1951年には、まだ、同進会もありませんでした。出所にあたっては、在日の更生保護司が身元を引き受け、一時の仮住まいの面倒も見たとされます。

サ条約発効前であり、出所の時は大原（崔）さんは、日本国籍をもっていました（1952年4月19日の民事局長通達で在日朝鮮人はサ条約発効と同時に日本国籍を失う）。

条約発効後、外国人となった大原（崔）さんは、1943年に朝鮮を出てから、一度も故郷に戻ることはありませんでした。朝鮮半島平安北道の故郷の村は、水豊ダムの湖底にしずみ、朝鮮戦争で故郷の家族とは連絡が取れない。一度、韓国から弟の手紙が届いたといいます。韓国軍の捕虜となったようだと話していますが、その後、消息不明です。朝鮮との絆を絶たれ、日本に生き続けるしかない。そんな覚悟を決めたのは日本で新たな出会いがあったからではないか、日本人女性と出会い、その家族、親戚に支えられてきたと話していました。

日本人女性と家庭をもった崔さんは、日本に根を下ろすことを決めたのか、日本国籍を取得しています。日韓条約が締結される前です。この国籍取得の時期がよかったのです。1962（昭和37）年9月から日韓条約が締結されるまでの時期に国籍取得し、戸籍法の適用をうけることになった朝鮮人、台湾人の元軍人、軍属は、軍人恩給や戦傷病者戦没者遺族等援護法などの年金の受給資格が認められたのです。大原（崔）さんの日本国籍取得はこの時期にあたっていました。

1965年日韓条約が締結されて以降の国籍取得では、これらの受給資格は認められていません。同進会が長年、取り組んできた問題です。

発明に夢を託して

大原さんは、控えめで物静かに淡々と話します。生き残ったのが奇跡というようなフィリピン、ミ

ンダナオ島での戦場を生き抜いた大原さんは口数が少ない。同進会の会合でも、他の会員と戦争体験がことなるので、お互いに「戦友」のような感情の共有もあまりなかったのか、にこにこしているが、自分から話すことはほとんどありませんでしたが、一時、同進交通に勤務していたこともあり、この時の思い出は時々、語っていました。

そんな大原さんは、数々の発明をし、いくつもの特許を申請してきました。コーティング加工したまな板、包丁砥ぎを装填した洗い桶など生活に密着した発明品で特許を申請しています。いくつ特許を取ったのかは知りませんが、あれこれ工夫しては、アイデアを形にして製品化していました。発明に自己実現をしていた大原さん、天国でも発明を続けているのではないのか、そんな気がしています。

（2020年3月31日記）

【訃報】朴一濬さんご逝去

故・朴允商（パク・ユンサ）さんのご子息・朴一濬（パク・イルジュン）さんの突然の訃報が5月末、届きました。朴允商さんが捕虜監視員として南方に行った1942年時はまだ2歳。母親・祖父母と父の帰りを待っていましたが、夫が戦犯となり周囲からも白眼視され絶望した母親は、自宅近くの貯水池で入水自殺。朴一濬さんが9歳のときでした。

朴允商さんは日本で再婚し、1984年に永住帰国。朴一濬さんは二人を温かく迎えたといえます。敬虔なクリスチャンで、1997年に朴允商さんが逝去されたあとは、条理裁判の原告を継承しました。

李鶴来さんの韓国での訴えにも、韓国同進会の一員として行動を共にしてくださっていました。突然の訃報に驚きを隠せません。心より哀悼の意を表します。（写真は2013年7月に来日時、国会議員会館にて。撮影・襄昭氏）



内海愛子『朝鮮人（皇軍）兵士たちの戦争』（岩波ブックレット、1991年より）
崔（大原）元溶さんのほか、文泰福さん、尹東鉉さんの証言を収録（品切）

●インタヴュー—— 玉砕の島にて

志願兵・BC級戦犯
崔元溶

一九三三年平安北道碧屯面に生まれる。「陸軍特別志願兵制度」の志願兵として訓練を受け、一九四一年二月、第三〇師団歩兵第七七連隊に入隊。一九四四年フィリピンミンダナオ島に送られ、米軍・フィリピン人ゲリラと戦い、山奥を逃走中「ゲリラ」の処刑に参加。このためアメリカ裁判で一〇年の刑を受ける。

断られた教員の夢

——お生まれはどちらですか。
平安北道です。満州との国境近くです。

——鴨綠江をはさんで中国とも接しているところですね。独立運動について何か話は聞いていましたか。
ええ。金日成の部隊が、金持ちの息子を進行していた話などは聞いていました。

——志願兵に応募したのは、どのような動機からで

た。そうしたら先生が、出世するなら軍人の方がいい、軍隊に行きなさい、と言われてね。それで志願したんです。当時は、学校教育全体がそんな雰囲気でしたから、軍人になることにあまり抵抗はなかったですね。

——担任の教師は、日本人ですか。

いえ、朝鮮人。校長先生も朝鮮人。日本人の先生は、一人か二人、師範学校を出たての若い先生がいました。生徒はひとクラス三、四〇人はいたと思います。私の席が二七番目でしたから。

——クラスに女の子はいましたか。

四、五人くらいいたと思います。
——「皇国民民ノ誓ヒ」を暗誦させられたりしましたか。

やりましたね。それに、朝鮮語の授業も週に一回しかなかった。名前も日本式に変えさせられましたね。

——創氏改名ですね。どんな心境でしたか。

まあ、まわりもみんなそうだったし、世の中の成り行きだったから。それにまだ小さかったから

したか。

私は、本当は学校の先生になりたいかったですよ。尋常小学校——朝鮮では普通学校と言いましたが——を卒業してから、家庭が裕福ではなかったので働き始めたんですが、やっぱり勉強したくてね。師範学校に行きたかったんです。実際、受験まで受け取ったんですが、試験会場の平壤（平安南道）まで行く金がなくて、受けられなかつ

ね。でも大人たちのなかには、いろいろ言う人もありましたね。

——朝鮮語を使っていて怒られたということは、ありませんでしたか。

いえ、とくにありませんでした。だいたい、教えている先生自身があまりできなかった。もちろん日本人の先生の授業は日本語でしたが、ほとんど聞き取れませんでしたね。遊ぶ時などは、朝鮮語を話していました。

——普通学校を出た後、働き始めたとのことですが、どんな仕事でしたか。

「でづら」って言うんですか。日雇いの人の数をかぞえたりする、間組の給仕みたいな仕事でした。水豊ダムができて村道が湖底に沈んでしまうので、山の中腹に道路をつくっていたんです。三つの村が沈んでしまい、私の村も湖の底です。給料は月に一五円くらいもらっていました。軍隊に行くまでの二年くらい働きましたね。

——仕事はすぐに見つかつたんですか。

いや、当時は家で農業をやるか、遠くまで働き

に行かなければならなかったんです。だから試験が受ければ、先生になりたかったんですがね。

「豹部隊」に入隊
——志願兵への憧れみたいなものがあつたんでしょか。

どうでしょうかね。ただ、志願兵の派手な歓迎などは目にしていました。宣伝も盛んでしたし。

——どんな宣伝ですか。

志願兵だった人が村に来て話をしたり、学校で講演したりしていました。

——両親は反対しませんでしたか。

気持ちの上では反対だったかもしれないが、師範学校にも行けなかったので、仕方がないと思つたのではないですか。

——志願兵になる時は、試験は？

いろいろありましたよ。国語、算数、歴史——歴史は全然できなかった。だいたい言葉がわからないから、問題が理解できなかったんです。おそらく歴史は○点だったのではないですか。それか

ら身長なども考査の対象でしたね。

——受験者はおおせいしかったですか。

ええ、多かったですよ。宣伝も派手だったし、

それに派出所の巡査たちも——たぶん割当てなんかあつて、自分たちの成績になるんでしょかね

——村をまわって勧誘していましたから。警察官は怖いというイメージでしたからね。それに、学校の先生も勧めていた。昔は先生は神様みたいに思っていましたから、何でもハイハイと言っていましたね。

——入隊の時は何歳でしたか。

一八歳でした。昭和一六（一九四二）年二月八日が入隊式なんです。その前に四カ月間、京城近くの龍山リョウサンに集められて初年兵教育のようなものを受けました。

——初年兵訓練は厳しかったでしょう。だいぶ殴られたんじゃないですか。

日本の軍隊で殴られなかった人なんて、いないんじゃないですか。でも、若いので体力もあつたし、私ら貧乏していたから、それほどつらいとは

るような感じでしたが、それ以来いっさい音沙汰がない。おそらく死んでいるのでしょうか。

——他に兄弟はいないんですか。

妹が一人いますが、まったく音信不通です。

山中の行軍

——では、志願兵に応募して故郷を出て以来、一度も戻っていないんですか。

ええ。故郷は湖の底だし、それに六・二五の動乱（朝鮮戦争）後は、家族の消息もつかめません。親兄弟の消息がわかっていたら、おそらく私はいまごろ日本にいなかったと思います。

——とくに北朝鮮（朝鮮民主主義人民共和国）が故郷なので連絡がとりにくいこともあるのでしょうか。

共和国（朝鮮民主主義人民共和国）に帰った人いろいろ頼んだんですが、全然音沙汰なしです。もう生きていないかもしれませんね。

——朝鮮戦争で亡くなっていなければ、会える可能性はありますよね。

戦犯になつて、果嶋刑務所にいた時、弟から手紙が来たんですよ。どうも韓国で捕虜になつてい

——平壤で勤務していたんですか。

野戦に行くまではね。初めは歩兵にいて、その後機関銃中隊にまわされた。だけど、ソビエト相手に中隊の戦車砲では全然ダメ、穴が開かないんですから。それで中隊が廃止になって、大隊砲の訓練を受けて、その分隊長としてフィリピンにやられました。昭和一九（一九四四）年のことです。

平壤には二年近く勤務していました。満州との国境近くの新義州シンギョウで、鉄橋の警備などもやりました。その間に、六カ月で階級が上がり二等兵へ、それから一年で一等兵、上等兵、そして兵長——最後はフィリピンで伍長ですね。

——戦犯裁判の記録では「兵長」となっていますが、それは、裁判の時に一つでも位が下の方が、刑

が軽くなるかもしれないと思つてね。

——そうですか。一九四四年というと、**洪恩翊中將**がフィリピンに来ていた頃ですね。

よく話は聞いていましたよ。戦後の戦犯裁判の時も一緒に座っていました。もちろん、憲兵やアメリカ兵もいましたから、話などはできませんでしたが。

——同じ朝鮮人として、特別な思いでしたか。

とくにそういうことはありませんね。みんな同じ戦犯容疑の境遇でしたし、軍隊のなかで差別を感じたこともありませんでした。私も一生懸命にやりましたしね。

——裁判で起訴されたのは何人ですか。

歩兵第七連隊第一大隊の大隊長以下一三人です。全員が有罪でした。大隊長の三上(孝衡)少佐は死刑判決を受けました。私は、初め二〇年の有期刑でしたが、後に一〇年に減刑されました。

——起訴の内容は、一九四五年九月一六日にミンダナオ島で、ゲリラ六人を処刑したこと、となつていますが。

ええ、そのうち一三人が戦犯です。レイテ島に行った連中は、一人も戻ってきませんでした。

——全滅ですか。

戦後、戦犯になって、レイテに全員集められたことがあるんですが、その時のレイテはもう何も残っていなかった。ふつうは海岸にヤシの木などが生えていたりするんですが、艦砲射撃も激しかった。

——山の中の様子はどうでしたか。

とにかく食べることに、ゲリラの襲撃に備えることに必死でした。そんななかで、それでも日本の四式戦闘機が来るんじゃないかと思つて、飛行場なんかもつくりました。朝から晩までトロッコを押して、でき上がった頃に爆撃を受けてそれで終わりです。それから、ゲリラのつくった飛行場を襲撃したりもしました。一晩かかって滑走路に穴を開けたり杭を打ったりして来るんですが、翌朝見ると、ちゃんと飛行機が着陸していたりしてね。

そうです。

——ゲリラとの戦いは、激しかったでしょうね。

私の部隊は、レイテ島で玉砕しています。私も、レイテに行くことになりましたが、船がなくて足止めをくって、ミンダナオの山中に逃げていたんです。

——大隊単位で移動していたんですか。

いえ、その頃はもう大隊も何もないんですよ。

みんな弱っていて。その時私は、三上大隊長の当番兵だったんで、最後まで面倒をみました。三上大隊長の毛布などもかついで歩いたし。

——ミンダナオ島にも米軍が上陸していますが、山に入ったのはいつ頃ですか。

よく憶えていません。半年ぐらい山の中を逃げまわっていました。山に入った時は、一個連隊いたのに、生きて帰ってきたのは、戦犯になった一三人とあと少し——全部で二、三〇人でしたね。

——一個連隊という三個大隊の編制で、戦時には三五〇〇〜四〇〇〇人ぐらいの人員がいますね。そのうち生存者が二、三〇人ですか。

飢えとの戦い

——食糧はどうなさいましたか。

私たちはジャングルに入っていたわけですから、飢えとの戦いでしたよ。住民の芋畑を見つけると、最初の部隊の人たちは芋をとって、次の部隊は残りの芋、その後の部隊は葉っぱをとるといった具合です。米軍は、ゲリラには缶詰を落とすんですが、それを食べきれないと彼らは缶詰に穴を開けていくんですね。腐つてわれわれが食べられないように。それでも時々穴の開いていないのもあって、そんなのを見つけて食べたこともあります。朝鮮人で遠山という人がいたんですが、彼が缶詰を食べて死にました。脂っこいものなど全然食べていなかったところに、急にそんなのを食べたせいでしょう。

——下痢をおこしたんでしょうか。

便所に行つて、そのままです。みんな疲れて、ジャングルの川——川はっかりなんですよ——のなかを歩くと、もう足がふやけて水虫みたいになっちゃうんですよ。それで歩けないので、竹を伐

って彼を組んで川を下るんですか、慣れないもんで引っくり返ったりしてね。夜になると川っぷちで飯盒炊さん、と言っても米がないから、草なんかをとってきてやるんです。でもスコールがやってくる、急に水位が上がって、みんな流されてしまう。水のなから這い出して、木に登って眠ったこともありました。

——お話をうかがっていると、大岡昇平の「野火」や『俘虜記』を思い起こします。

トウモロコシや、川でとったシジミなんか全部生で食べてましたね。手榴弾を川に投げ込んで、ボラをとったりもしました。

——フィリピン戦線では、人肉を食べた話がよく出てきますが。

そういうこともあったようですね。話には聞いています。お互いに撃ち合いなどして。私の部隊では、そういうことはありませんでした。

とにかく何とか生きのびることができたのは、家庭でも貧乏していたから、そんな生活にも耐えられたのと、もともと身体が丈夫だったからなん

——では、住民だったのではないですか。

その時はみんなゲリラに見えましたから。

——場所はどこでしたか。

ミンダナオ島としかわかりません。最後に投降したのはサルン島だったと聞いています。日本人の下士官と米軍が、モーターボートで川をさかのぼって来たんです。

——その時まで、日本の敗戦を知らなかったんですか。

ピラなどは見ましたが、信じませんでした。あちこちで銃声が聞こえましたからね。

——投降に反対する人はいなかったんですか。

ええ、いずれにしてもそのままでは、みんな死んでしまいますからね。最後に残ったのは、大隊で二〇人(戦時編制の二個大隊は一〇〇〇人——筆者注)、小隊で二人(歩兵の二個小隊は五〇人——同)だけでした。

引きずり込まれた戦争

——戦犯裁判はどこで受けましたか。

マニラです。生まれて初めて飛行機に乗せられて、マニラに行きました。とにかく裁判は大変でしたよ。住民が首実検に来るでしょう。その人が、

でしようね。みんな鉄砲など捨てて歩きましたけれど、私は最後まで拳銃を手放しませんでしたね。三上大隊長の毛布なども、雨に濡れたりして重かったんだけれど、けっきょく最後までかっついて歩きました。

——最後まで手放さないのが、飯盒と毛布ですか。それとマッチですね。

「ゲリラ」処刑の難末

——戦犯容疑となったゲリラの処刑についてうかがいたのですが。

本当はゲリラではなかったのかもしれませんが。その時すでに戦争は終わっていましたがからね。でも、私たちは知らなかった。その日も撃ち合いしている音が聞きました。だから、お前たちは負けたんだ、投降しろ、と言われても信じられませんでした。大隊長が、これはゲリラだと判断して、処刑を命じたんです。銃殺でした。

——六人全員男性でしたか。

半分くらいは女性だったと思います。

これに強姦されたと言えはそれでおしまいですからね。何もしていないのに絞首刑になった人もいましたね。

——禁錮二〇年の刑の宣告の時は、どんな気持ちでしたか。

ほっとしました。死刑じゃなくてよかったと思いましたね。

——スガモ・プリズンに移送されてきたのはいつですか。

昭和二二(一九四七年)一月です。そこに九六年入っていました。そこで二〇年に減刑になったのです。

——最後に、日本に対して何か言いたいことはありますか。

もちろんあります。戦争は、私たちの世代がいなくなれば忘れられてしまいます。教科書からも削られてしまう。でも、事実は曲げられないですよ。

——志願兵は、自ら望んで行ったのだと言われませんか。

それは間違っていますよ。実際には半強制です。徴兵で、文字通り無理やり引っぱられていった人もいますが、そうでなくてもみんな何らかの形で戦争に引きずり込まれたんです。

【記者会見のご案内】
「戦後 75 年」を前に、外国籍元 BC 級戦犯
問題の早期立法解決を訴える会見

日時 **6月15日(月)14時～15時(開場13時30分)**

会場 **衆議院第2議員会館(地下1階「第1会議室」)**

★リモート参加もできます

Zoom 会合名 (トピック) : 外国籍元 BC 級戦犯問題早期立法解決を訴える会見

ミーティング ID: 762 4997 3955 パスワード: 2d9jLr

ID とパスワードで入室できない場合は、応援する会のサイトへ

●請願署名にご協力を!

請願署名のお届けをありがとうございます。現在約 900 筆となっています。

署名提出に関しましては、コロナ問題で慌ただしかった今国会では見送り、秋の臨時国会で行なうことといたしました。引き続きご協力をお願いいたします。

締切 2020年9月15日

送り先は下記、同進会を応援する会まで。署名用紙は、HPからもダウンロードできます。

<https://kbcq.web.fc2.com/rippou/shomeiyoushi1901.pdf>

【訂正】 前々号 (No.41) 5 頁に掲載の記事中、元戦犯者の朴昌浩さんのお連れ合い、権正順さんの生年に誤りがありました。正しくは 1936 年生まれです。 ×1931 年 訂正し、お詫びいたします。

◆活動日誌

2020 年

2月11～16日 西東京市芝久保公民館にて、写真パネル展開催 (16日、桜井均氏、今村嗣夫氏講演会)

4月1日 「戦後 75 年・今年こそ「特定联合国裁判被拘禁者特別給付金支給法案」の議員立法による制定を訴える声明」発表

6月3日 『同進会を応援する会通信』No.43 発行

発行：韓国・朝鮮人元 BC 級戦犯者「同進会」を応援する会 (代表：内海愛子)

◆連絡先 (住所) 162-0823 東京都新宿区神楽河岸 1-1 10 階

東京ボランティア市民活動センター気付 メールボックス No.120

(E-mail) BCQ@nifty.com または ZXF00410@nifty.com

(電話) 090-6548-7031 (大山) ◆ツイッター <https://twitter.com/bcqnakano>

◆ホームページ <http://kbcq.web.fc2.com/> ◆ブログ <http://bcq.blog49.fc2.com/>

◆郵便振替口座 「同進会を応援する会」00100-1-463945

◆銀行振込口座 「同進会を応援する会」三菱東京 UFJ 銀行 神保町支店 普通 2414414

【記者会見のご案内と呼びかけ】
**「戦後75年」を前に、外国籍元BC級戦犯
問題の早期立法解決を訴える会見**
(「特定連合国裁判被拘禁者特別給付金支給法案」制定を求めます)

あと2ヵ月で「戦後75年」を迎えます。1955年4月に東京・スガモプリズンで韓国・朝鮮人のBC級戦犯者らが「同進会」を結成し、早期釈放・待遇改善・生活保障・遺骨送還・国家補償を日本政府に求めて運動を始めてから65年がたちました。政府と国会に対応を求め、鳩山一郎首相から安倍首相までの歴代28人の内閣総理大臣に要望書を提出し続けてきました。1991年～99年には裁判に訴え、請求は棄却されましたが、裁判所も立法を促す付言判決を出しています。それからもう25年が過ぎました。

2016年に超党派の日韓議員連盟と韓日議員連盟が協力して問題解決に動き出し、すでに法案もまとまっていますが、足踏み状態が続いています。

最後の当事者・李鶴来(リ・ハク)さん(95歳)は、なんとしても「戦後75年」の今年立法が実現するよう強く願っておられます。この通常国会では新型コロナ対策が優先されましたが、ぜひとも早期に立法による解決が実現するようを強く訴えたいと思います。どうぞ、ふるってご参加下さい。

(日時) **6月15日(月)14時～15時(開場13時30分)**

(会場) **衆議院第2議員会館(地下1階「第1会議室」)**

千代田区永田町2-1-2 地下鉄有楽町・半蔵門・南北線「永田町」下車1番出口地上に上がってすぐ右、丸の内・千代田線「国会議事堂前」下車、丸の内・千代田線「国会議事堂前」1番出口徒歩5分
*12時30分から衆議院議員会館玄関で入館票を配布します。早く来れる方はお手伝い下さい。



(内容) 「戦後75年」に「特定連合国裁判被拘禁者特別給付金支給法案」制定を求める関係者の訴え

- * マスク着用で「三密回避」にご協力ください。
- * 開場は13:30ですが、設営・受付などをお手伝いくださる方は、13:00に議員会館にお越し下さい。
- * Zoomで参加いただくことができます。(ミーティングID: 762 4997 3955 パスワード: 2d9jLr)

(呼びかけ) **同進会(会長・李鶴来)・同進会を応援する会(代表・内海愛子)**

当日携帯 080-5079-5461 E-mail: BCQ@nifty.com

〒162-0823 新宿区神楽河岸1-1 10F 東京ボランティア市民活動センター気付メールボックスNo. 120

外国籍元BC級戦犯者と遺族に対する立法措置を求める請願

請願趣旨

韓国・朝鮮人、台湾人元BC級戦犯者は、第二次大戦のさなか日本軍に動員され、戦後の連合国による軍事裁判で「BC級戦犯」として有罪判決を受けました。「日本人」として軍に動員され、「日本人」として裁かれ、サンフランシスコ講和条約発効後もなお「日本人戦犯」としての刑が続きました。一部は死刑に処せられ、日本の戦争犯罪のために命を捧げました。幸いにして生還した者も、巣鴨プリズンから釈放されると同時に今度は「外国人(第三人)」として扱われ、一切の補償・援護の対象外とされてきました。

韓国・朝鮮人、台湾人元BC級戦犯者は、それぞれ互助組織を結成し、約半世紀以上にわたって、日本政府に対し名誉回復と補償措置を求めて働きかけを続けてきました。裁判所にも訴え、東京地裁・高裁・最高裁から立法措置を促す付言判決が出されています。

戦後75年を前に、日本、韓国、台湾に生存する当事者はごくわずかになりました。

当事者が存命中に、歴史の不条理をただし、当事者・遺族の名誉回復を図ることがよく望まれます。衆参両議院に対して、半世紀以上もの長い間、解決を訴えてきた元戦犯者とその遺族の声に耳を傾け、一日も早く立法措置がなされるよう求めます。

請願項目

外国籍元BC級戦犯者とその遺族に対する立法措置を求めます。

住 所	氏 名

* 第四次締切 2020年9月15日

(集約先) 韓国・朝鮮人元BC級戦犯者「同進会」を応援する会

〒162-0823 新宿区神楽河岸1-1 10階 東京ボランティア市民活動センター・メールボックス No.120